

2024 年度鬼北町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、農林業を中心に発展し、水田に占める主食用水稲作付面積の割合が約60%で、転作作物は野菜・果樹が多い。平坦地域と中山間地域に分かれており、平坦地域では水稲、野菜が主な作物であるが、中山間地域では、柚子、栗、野菜が主な作物となっている。販路は、町内の2つの道の駅と農協への出荷が主であり、地域内での消費が多い。最近では町外の和菓子メーカーと連携協定を結び、町内の栗を出荷している。

近年では農家の高齢化や兼業化の進行が著しく、小規模農家が多いため、担い手への土地の集積を進めているところである。平坦地域においても未整備の圃場は土地の借り手がなく、農家数の減少や将来の担い手不足による荒廃農地の増加が深刻化している状況である。こうした中、水稲作付面積の維持が課題となっている。

また中山間地域を中心に、サル、シカ、イノシシ等の鳥獣害による農作物の被害も多く、防護柵の設置も進めているが、まだまだ十分とはいえず、高齢化による狩猟者数の減少もあり、鳥獣害の被害が増加していることも荒廃農地の増加の一因となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

現在、当町においては農家の高齢化の進行が著しく、水田の自己保全管理等の荒廃農地が増加しつつある。そのような中で、担い手農家を中心に農地集積を行いながら、農地を適切に管理していく必要がある。JAの推奨作物及び当町の振興作物10品目の推進を行いながら、町内農家の大半が出荷・販売を行っている2つの道の駅への出荷の増加を促す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現在、管内で畑地化は行っていない。中山間地域における荒廃農地を増やさないために、担い手農家を中心に農地集積を行い、当町の振興品目である「栗」・「柚子」の作付けを行いながら畑地化の促進を図る。ブロックローテーションについても現在のところ行っていない。これはローテーションの体系を構築しやすい大規模な整備済み圃場が少ないことが要因である。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

コシヒカリ、あきたこまち、ヒノヒカリ、にこまるが主であり、平坦地域を中心にコシヒカリの早期栽培を実施している。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

令和元年度より始まった県育成米「ひめの凜」の生産・販売の拡大を促進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

当町特産品のキジを飼育するキジ農家で、キジへの飼料として飼料用米を混ぜて給餌している。また、全農を通じての取組も推進している。主食用米からの転作を進めながら、担い手への土地の集積も進めて作付けを拡大していく。

イ WCS用稲

町内畜産農家からの需要がある。主食用米からの転作を進めながら、担い手へ

の土地の集積も進め、作付けを拡大していく。

ウ 加工用米

県内冷凍食品メーカーへの供給として取組が出てきており、今後も主食用米からの転作を進めながら作付けを拡大していく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆に関しては、生産性が低く取組は少ないが、適期播種により生産性向上を図り、現行の作付面積を維持する。

飼料作物に関しては、主食用米からの転作を進めながら、担い手への土地の集積と合わせて、作付けを拡大していく。

(4) そば、なたね

そばは、生産量は少なく個人消費が多いが、転作として農地を保全していくためにも重要であり、現行の作付面積を維持する。

なたねは、作付環境が当町に適していないので、取組を行っていない。

(5) 地力増進作物

地力増進作物については、当町において一般的に普及はしていないが、水稻の作付を一旦休止し再開する場合の緑肥効果が期待でき、化学肥料に頼ることなく再開できるため作付け希望者がいれば推進していく。

(6) 高収益作物

ア 野菜

町内では様々な種類の野菜の作付けを行っているが、小規模農家が多く、また多品種少量生産のため販売コストもかかる。中山間地域や条件不利地では、稲の作付けに不向きな場所もあり、転作作物として農地を保全していくためにも重要である。販売手数料や包装等のコストの一部を支援することで農家所得の向上を図るとともに生産量の維持・拡大を図る。

また、野菜の中でも以下の10品目については、地域振興作物として作付けを推進していく。

(ア) 果菜類

果菜類の中で、「きゅうり」、「なす」、「ピーマン」、「ホオズキ」は、地域で振興している作物であり、主食用米からの転作を進めながら、担い手への土地の集積も進めて、作付けを拡大していく。特に「きゅうり」については町の取組として作付けを推進しており町内外において今後需要が見込まれている。

(イ) 葉茎菜類

葉茎菜類の中で、「アスパラガス」、「ナバナ」、「ハウレンソウ」、「キャベツ」、「ブロッコリー」は地域で振興している作物であり、主食用米からの転作を進めながら担い手への土地の集積も進めて、作付けを拡大していく。

「キャベツ」、「ブロッコリー」については、県内において十分な需要が見込まれる。

(ウ) イモ類

イモ類の中で、「さといも」は県内において十分な需要が見込まれる。主食用米からの転作を進めて作付けを拡大していく。

イ 果樹類

「柚子」、「栗」の生産が主であり、振興品目として作付けを拡大していく。

「柚子」は地元の醸造所を中心に利用されている。「栗」は町外和菓子メーカーとの取組を進めている。これらの取組によって不作付地等への新植や改植を進め、作付けを拡大するとともに、出荷量を増加させていく。転作を推進する一方で、果樹への転作にあたっては新植後、出荷できるようになるまでの数年間は、その農地において収入を得られない状態となり、除草や施肥などコストだ

けがかかる状態となる。このため新植2年目からの3年間においてコストの一部を補助することにより果樹への転作を促す。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	488	0	495	0	480	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	31	0	33	0	37	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	16	0	15	0	14	0
加工用米	7	0	8	0	8	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	9	0	9	1	9	1
・子実用とうもろこし	7	0	7	0	7	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	1	0	1	0	1	0
高収益作物	120	0	120	0	120	0
・野菜	54	0	54	0	54	0
・花き・花木	1	0	1	0	1	0
・果樹	65	0	65	0	65	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	農地集積による飼料への加算	作付面積	(2023年度) 5,251a	(2026年度) 5,900a
2	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	担い手による飼料への加算	作付面積	(2023年度) 4,832a	(2026年度) 5,600a
3	きゅうり、なす、ピーマン、アスパラガス、ナバナ、ほうれん草、キャベツ、さといも、ブロッコリー、ホオズキ（基幹作物）	地域振興作物への加算	作付面積	(2023年度) 925a	(2026年度) 1,100a
4	きゅうり、なす、ピーマン、アスパラガス、ナバナ、ほうれん草、キャベツ、さといも、ブロッコリー、ホオズキ（基幹作物）	担い手による地域振興作物への加算	作付面積	(2023年度) 762a	(2026年度) 900a
5	野菜（基幹作物）	野菜販売に対する助成	作付面積	(2023年度) 1,455a	(2026年度) 1,700a
6	果樹（新植2～4年目までが対象）	果樹新植に対する助成	作付面積	(2023年度) 90a	(2026年度) 180a
7	飼料作物（二毛作）	飼料作物の二毛作助成	作付面積	(2023年度) 41a	(2026年度) 100a
8	飼料用米、WCS用稲、加工用米	湛水直播栽培技術導入による新規需要米取組に対する助成	作付面積	(2023年度) 934a	(2026年度) 1,050a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県: 愛媛県

協議会名: 鬼北町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	農地集積による飼料への加算	1	3,000	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	1ha以上作付している。利用供給の締結又は自家利用計画書の作成をしている。
2	担い手による飼料への加算	1	3,000	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	利用供給の締結又は自家利用計画書の作成をしている。鬼北町の認定農業者及び認定新規就農者である。
3	地域振興作物への加算	1	4,000	きゅうり、なす、ピーマン、アスパラガス、ナバナ、ほうれん草、キャベツ、さといも、ブロッコリー、ホオズキ(基幹作物)	必要な栽培密度があり、肥育管理を行うこと。販売すること。
4	担い手による地域振興作物への加算	1	4,000	きゅうり、なす、ピーマン、アスパラガス、ナバナ、ほうれん草、キャベツ、さといも、ブロッコリー、ホオズキ(基幹作物)	必要な栽培密度があり、肥育管理を行うこと。販売すること。鬼北町の認定農業者及び認定新規就農者である。
5	野菜販売に対する助成	1	4,000	野菜(基幹作物)	10a以上作付し販売している。必要な栽培密度があり、肥育管理を行うこと。
6	果樹新植に対する助成	1	4,000	果樹(新植2~4年目までが対象)	作業日誌を提出すること。新植2~4年目までが対象。
7	飼料作物の二毛作助成(二毛作)	2	6,000	飼料作物(二毛作)	主食用米又は戦略作物と対象作物の二毛作を行うこと。利用供給協定書又は自家利用計画書の作成を行うこと。
8	湛水直播栽培技術導入による新規需要米取組に対する助成	1	4,000	飼料用米、WCS用稲、加工用米	新規需要米、加工用米の認定を受けていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。